
新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営の手引き

令和2年6月 青森県

目次

はじめに	1
I 基本的な考え方	2
II 避難所開設前	3
III 避難所開設時	7
IV 避難所運営時	9
参考資料	10
別紙1 「知っておくべき5つのポイント」(適切な避難行動)	11
別紙2 避難計画フロー	12
別紙3 非常用持ち出し品チェックリスト(一般向け)	13
別紙4 感染予防備蓄物資チェックリスト(避難所開設者向け)	15
別紙5 問診票	16
別紙6 問診票に基づく対応(避難所運営者向け)	17
別紙7 避難所レイアウト例	19
別紙8 避難所掲示ポスター(体調不良時の申し出)	21
別紙9 避難所内での留意事項について(専用スペース入居者向け)	22
別紙10 各保健所連絡先一覧	23
別紙11 関連リンク集	24

はじめに

新型コロナウイルス感染症が流行している中で災害が発生した場合、避難所という密閉・密集・密接の条件を満たす可能性のある空間の中で被災者や避難所運営スタッフの感染を防止するため、感染拡大防止策を徹底することが極めて重要となっています。

本手引きは、市町村の避難所運営者向けに、感染症が収束しない中で避難所を運営する際に必要となる対策を、避難所開設前、避難所開設時及び避難所運営時の3つの段階に分けてまとめたものです。



長期化する避難生活でのストレスや衛生状態の悪化は、避難者の体力・抵抗力の低下を招きます。そのため避難所では感染症が発生しやすく、集団で生活をしているために発生した感染症が拡がりやすい環境にあります。

昨年の令和元年東日本台風による災害をはじめとして、全国各地で災害が発生し、多数の人的被害及び住家被害が発生しています。

本手引きを積極的に活用し、住民に対しても必要事項について事前に周知・啓発の上、危険性を下げる取り組みを速やかに行ってください。



新型コロナウイルス感染症への対策として、クラスター（集団）の発生を防止することが重要です。

3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

出典：首相官邸HPより

I 基本的な考え方

1 事前に決めておくこと

感染拡大防止の観点から、通常の避難所においては、新型コロナウイルス感染者を受け入れることは困難です（感染症指定病院への入院・搬送が前提）。

濃厚接触者や感染の疑いがある者（疑似症患者）の方々については、保健所の指示に従い自宅で健康観察を行うことが基本となりますが、非常時には避難者として受け入れざるを得ない場合もあります。このため、必要な物資や住民への周知などの準備、災害発生時の避難所の開設・運営時の対応を事前に決めておく必要があります。

また、避難中においても、感染が疑われる事例が発生した場合には、速やかな隔離、関係機関への連絡など必要な対応を行い、感染の疑いがある者と他の避難者が接触しない環境を作りましょう。

【事前に決めておく対応の例】

区分	対応
濃厚接触者 感染の疑いがある者 (※発熱、風邪のような症状、倦怠感等がある者)	1. 隔離対応 (1) 私有車で移動してきた場合 ⇒個別に区画されたスペース等に隔離 または 私有車で待機 ※濃厚接触者の専用避難所として宿泊施設を確保することも検討 (2) 徒歩で移動してきた場合 ⇒個別に区画されたスペース等に隔離 2. 各保健所に連絡・相談し、その指示に従う
上記以外 (一般避難者)	避難者間の距離を確保 体調が悪化した場合は改めて検温・問診

【留意事項】

- ※検温・問診を行い、上記の区分に沿って対応を分ける
- ※隔離の際は専用スペースから入口、トイレまでの専用の動線を確保すること
- ※濃厚接触者と感染の疑いがある者が同時にきたときは、場所を共有させないこと
- ※トイレは使用後に、濃厚接触者または感染の疑いがある者本人が消毒すること

II 避難所開設前

通常の避難所開設の準備に加え、感染対策に必要な準備を以下のとおり実施しましょう。

1 避難所の確保

新型コロナウイルス感染症が収束しない中においては、ソーシャルディスタンシング確保の観点から避難者同士が適切な間隔を保つ必要があり、指定避難所の収容人員が想定よりも少なくなる可能性がある。

(1) 指定避難所以外の施設を分散避難の候補地として確保

発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人員を勘案し、指定避難所以外の避難所（以下、サブ避難所）の必要性を検討する。

※ 指定避難所での十分なスペースの確保や、体育館等が避難所となる学校施設では「空き教室」の活用等も検討する。

サブ避難所の開設が必要な場合は、地域の実情を踏まえ、可能な限り多くのサブ避難所の選定・確保を検討する。

サブ避難所を選定・確保する場合は、地域住民の生活圏（小学校区等）を考慮して検討する。

検討にあたっては、施設管理者のほか、地域の自主防災組織や町内会等と連携し必要な協議（開設基準、運用体制等）を行う。

(2) 私有車での避難に備え、指定緊急避難場所の活用や大きな駐車場を持つ施設を確保

風水害：浸水想定区域外にある施設及び土砂災害警戒区域外にある施設

地震：平地にある比較的頑丈な施設

津波：高台にある施設を想定

(3) 避難所としてホテル・旅館等の活用を検討

2 住民への周知

(1) 感染リスクを避けるための避難方法を準備するよう啓発

まずは、別紙1「知っておくべき5つのポイント」等を参考に、避難の必要性の検討及び避難が必要な場合はどのような避難が望ましいかをあらかじめ考えておくよう住民に周知・啓発する。避難方法別の周知・啓発のポイントを以下に例示する。

例：在宅避難の場合

- ① 自宅周辺のハザードマップ、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の確認
- ② 停電等に備えた物資購入（マスク、食料、水、簡易トイレ、ブルーシート等）
- ③ 浸水被害に備え2階以上に待機 または 知人・親戚宅への避難を検討 等

例：車避難の場合

- ① 車利用を含めた避難ルート、避難場所の事前確認
- ② 車避難に備えた車中泊準備（車中泊グッズ、エコノミークラス症候群・熱中症対策等）
- ③ いざというときガソリンが不足しないよう、こまめに給油 等

【参考】

別紙1 「知っておくべき5つのポイント」 (適切な避難行動)

別紙2 避難計画フロー

別紙3 非常用持ち出し品チェックリスト (一般向け)



(2) 新しい避難所の情報発信

指定避難所以外の場所を避難場所として活用する場合、ホームページやエリアメール等で事前に情報発信

3 感染症対策に必要な物資の準備

・ 予防、健康管理

マスク、非接触式体温計、擦式消毒用アルコール製剤、間仕切り、段ボールベッド、扇風機

・ 消毒

石けん (※液体)、ウェットティッシュ、ペーパータオル、消毒液

・ スタッフ用个人防护具

マスク、ゴム手袋 (使い捨て)、ガウン (撥水性のあるもの)、ゴーグル、フェイスシールド、マスキングテープ

【参考】

別紙4 感染予防備蓄物資チェックリスト (避難所開設者向け)

【ポイント】

※ウイルスや細菌の増殖を防ぐため、石けんは固形よりも液体が適当。ただし、液体でも継ぎ足しは不可。

※ガウンの手首部分などが開く場合は、マスキングテープで留める

※スタッフ用个人防护具の正しい着脱方法を確認しておく

4 避難所レイアウトの準備

(1) 検温・問診場所の準備

・ 避難者用居住スペースの外に検温・問診場所を設定

※動線を入り口から完全に分けられる場所に設定

・ 新型コロナウイルスに対応する問診票を用意



【参考】

別紙5 問診票

別紙6 問診票に基づく対応

別紙7 避難所レイアウト例

(2) スペースの確保

① 一般避難者

床に養生テープ等で、1人当たり4㎡以上のスペース、通路幅2mを確保

※日常の利用に差し支えなければ、テープを貼った状態にする

②濃厚接触者・感染の疑いがある者

- ・万が一に備え、避難所に専用スペース、動線を確保できるかどうか事前に確認（他の避難者と一切交わらないことが望ましい）

【2棟以上の建物がある場合・別室が確保できる場合】

⇒濃厚接触者や感染の疑いがある者のみを収容する建物・個室を決定

【1棟だけの場合】

⇒建物に複数の入口がある場合、通常の避難者とは別に専用の入口を設定

※入口が一つの場合は、間仕切りによる動線の分離も検討

- ・入口から専用スペース、トイレに至るまでの動線を想定し、間仕切り等で分離できるか確認

※間仕切りは床から天井をカバーすることが望ましい

- ・可能な限り個室、専用トイレを用意
- ・トイレは使用者ごとに番号を振り、それ以外は使用しないのが望ましい
- ・個室がない場合や1部屋に複数人収容する場合は、間仕切りで分離
- ・専用のゴミ箱を設置（可能な限りフタ付きのもの、足踏み式のを準備）

【参考】

別紙7 避難所レイアウト例

(3) 避難住民向け案内表示の準備

- ・咳エチケット、就寝時も含めたマスク着用、3つの密回避やスタッフに申し出るべき症状をまとめた案内表示をあらかじめ設置

【参考】

別紙8（案内表示用）体調不良時の申し出

※咳エチケットの徹底や3つの密の回避等については、首相官邸HPで公開しているチラシも活用する

(4) 避難所運営の役割分担の例



出典：内閣府「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」
(第一版、令和2年6月8日)

5 避難所運営訓練の実施

可能な範囲で、関係者間において訓練や演習を実施し、事前に避難所運営の課題を検証しておくことが望ましい。

- ・レイアウト作成、確認（隔離、避難者間の距離確保、間仕切り設置場所等）
- ・必要な連絡先（非常時にアドバイスや協力をもらえる周辺の医療機関、各保健所、県及び市町村対策本部等）の確認

【参考】

内閣府「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」
（第一版、令和2年6月8日）

Ⅲ 避難所開設時

避難所開設当初における応急対応について、以下のとおり実施しましょう。

1 設営

事前に準備できない場合は、あらかじめ作成したレイアウトに基づき設営

- ・避難者用居住スペースの外に検温・問診場所を設置
- ・濃厚接触者、感染の疑いがある者に備え、専用スペースの準備
- ・消毒液、配布用マスクの配置、間仕切り等設置
- ・居住スペースの区画（養生テープ貼り付け、間仕切り等設置）
- ・屋外の駐車スペースの区割り（車中泊者への対応）
- ・土足での入場を禁止する（貼紙）

2 避難者の受入

(1) 検温・問診

- ・受付前に、避難者全員に検温・問診を実施（別紙5 問診票）
- ・問診結果に基づき、隔離等の対応実施（別紙6 問診票に基づく対応）



(2) 濃厚接触者、感染の疑いがある者の隔離

一時的に避難所内の専用スペース（※）へ隔離し、各保健所に連絡・相談

(3) 受付

- ・濃厚接触者、感染の疑いがある者以外を避難者用居住スペースの一角で受付

【ポイント】

※専用スペース：個室等（個室等が確保できない場合は本人の私有車）

※入口から専用スペース、トイレに至るまで専用の動線を確保

※別紙9「避難所内での留意事項について」を手渡す

【参考】

別紙7 避難所レイアウト例

3 避難者の健康管理

(1) 衛生管理

- ・手洗い、消毒、咳エチケット、3つの密の回避の徹底を避難者に要請
- ・換気の徹底、居住区域、トイレの清掃・消毒

(2) 3つの密回避

- ・避難者間の距離の確保（2m以上）

(3) 入所後のケア

- ・体調悪化した避難者については、改めて問診・検温
- ・要配慮者については、必要に応じて福祉避難所等へ搬送
※要配慮者：高齢者、乳幼児、妊婦等（外国人は多言語支援センターが対応）
- ・車中泊による避難者については、エコノミークラス症候群及び熱中症等の予防策の実施を促す（定期的なストレッチ運動、水分の補給等）

(4) 発熱、咳等の症状が出ている者のケア

- ・各保健所に連絡・相談し、その指示に従う
- ・発熱者等で同じ兆候・症状のある者を同室にしないよう努める。やむを得ず同室にする場合は、パーテーション、ビニールシート及び段ボール等で区切るなど工夫する
- ・発熱者等を担当するスタッフは、手袋・ガウン等の防護具を着用する
- ・発熱者等の専用スペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける

4 避難者情報の管理

感染者が発生した場合に備え、避難者の情報を管理する。個人情報管理方法を事前に定めておく。

- ・受付時に避難者の氏名、年齢、性別、連絡先を記録
- ・車中泊の避難者の車両ナンバー等を把握
- ・感染の追跡調査に備えて保管し、求めがあれば各保健所に情報提供
- ・要配慮者については、避難行動要支援者名簿の活用も検討

IV 避難所運営時

新たな感染者の発生に備え、避難者及び運営スタッフの健康管理、施設の衛生管理を徹底しましょう。

1 健康確認

- (1) 避難者等の体調確認
 - ・避難中も定期的に検温・問診を実施（車中泊・テント泊等による避難者を含む）
 - ・運営スタッフの健康管理についても、事前に各自の健康状態（発熱、咳等）を確認し、症状がある場合は従事させないなどの適切な対応を実施
- (2) 緊急時対応（感染の疑いがある者の隔離等） ※Ⅲ-3-（4）も参照
避難中に感染の疑いがある者が出た場合は、以下の手順で対応
 - ①各保健所に連絡・相談し、その指示に従う
 - ②個別に区画された専用スペース等に隔離（スペース等が確保できない場合は私有車で待機）
 - ③隔離に際しては、入口から専用スペース、トイレに至るまで専用の動線を確保
 - ④医療機関等へ搬送（搬送方法を事前に検討）

2 衛生管理

- (1) 換気の徹底
 - ・窓開け、扇風機の使用等による換気を定期的実施
- (2) 生活区域の清掃
 - ・清掃の際には、消毒液を使用
 - ・ゴミ袋は2枚重ねで使用し、しっかりと口を閉じて廃棄
- (3) 施設の消毒
 - ・感染の疑いがある者が使用した箇所について消毒実施
 - ・消毒の際には、個人防護具を着用のうえ、消毒液（※）を使用
※エタノール、次亜塩素酸ナトリウム（使用に際しては、感染管理認定看護師に意見を仰ぐことが望ましい）
- (4) 食事時間等の管理
 - ・密集・密接を避けるため、避難者ごとに食事の時間をずらす
 - ・食事の際には、できるだけ会話を控えるよう周知
- (5) 避難者個々の感染対策
 - ・マスクの着用、咳エチケット、手洗い（水が入手できない場合は、擦式消毒用アルコール製剤を用いる）



3 収束後の原状回復

- ・保健所や施設管理者の指示に基づき、施設内の清掃・消毒を行う
- ・清掃の際は個人防護具を着用のうえ、消毒液を使用

4 在宅避難者等への支援

- ・救護所設置や食糧供給等の生活情報を広報
 - ・在宅避難や車中泊による避難を行っている住民に対し、要請があれば食糧供給等の支援を実施
- ※濃厚接触者や感染の疑いがある者から要請があった場合は保健所に連絡・相談

参 考

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう

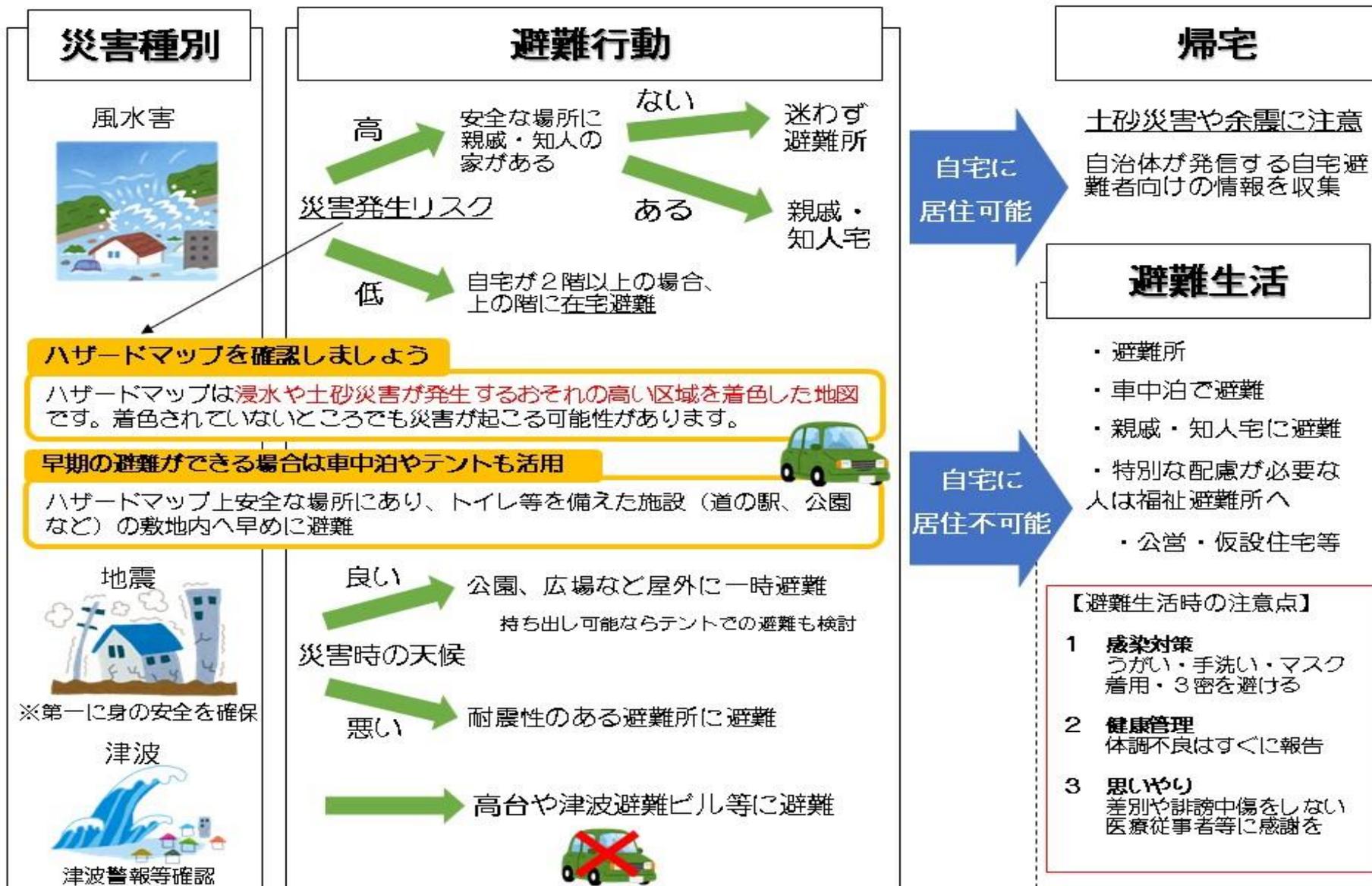
新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、
災害時には、**危険な場所にいる人は
避難することが原則**です。

知っておくべき5つのポイント

- 避難とは[難]を[避]けること。
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。**安全な親戚・知人宅に避難すること**も考えてみましょう。
- **マスク・消毒液・体温計**が不足しています。できるだけ**自ら携行**して下さい。
- 市町村が指定する**避難場所、避難所が変更・増設**されている可能性があります。災害時には**市町村ホームページ**等で確認して下さい。
- 豪雨時の屋外の移動は**車も含め危険**です。やむをえず**車中泊**をする場合は、浸水しないよう**周囲の状況**等を十分確認して下さい。



避難計画フロー



非常用持ち出し品チェックリスト（一般向け）

別紙3

	品目		備考
一般的な 持ち出し 品	非常用持ち出しバッグ	<input type="checkbox"/>	
	飲料水	<input type="checkbox"/>	車中泊の場合、エコノミークラス症候群、熱中症対策として多めに用意
	食料	<input type="checkbox"/>	アルファ米、乾パン、缶詰、インスタント食品、調味料等
	現金	<input type="checkbox"/>	
	預金通帳、印鑑	<input type="checkbox"/>	
	健康保険証	<input type="checkbox"/>	人によっては身体障害者手帳、愛護手帳なども準備
	運転免許証	<input type="checkbox"/>	
	懐中電灯	<input type="checkbox"/>	
	ラジオ	<input type="checkbox"/>	
	電池	<input type="checkbox"/>	
	携帯電話充電器	<input type="checkbox"/>	
	タオル、風呂敷	<input type="checkbox"/>	
	使い捨てカイロ	<input type="checkbox"/>	
	アルミ蒸着シート	<input type="checkbox"/>	
	洗面用具	<input type="checkbox"/>	
	缶切り、栓抜き、はさみ等	<input type="checkbox"/>	
	食器	<input type="checkbox"/>	割り箸、紙製の皿・コップ等、食品用ラップ
	衣類	<input type="checkbox"/>	着替え、レインコート、防寒着
	靴、スリッパ	<input type="checkbox"/>	
	軍手	<input type="checkbox"/>	
	マッチ、ライター	<input type="checkbox"/>	
	応急医薬品、常備薬	<input type="checkbox"/>	ばんそうこう、ガーゼ、包帯、消毒薬等
	お薬手帳	<input type="checkbox"/>	
ティッシュペーパー	<input type="checkbox"/>		
紙おむつ、粉ミルク、哺乳瓶、生理用品、母子手帳	<input type="checkbox"/>		
簡易トイレ	<input type="checkbox"/>		
トイレットペーパー	<input type="checkbox"/>		

感染予防 のための 物品	マスク	<input type="checkbox"/>	
	体温計	<input type="checkbox"/>	
	石けん	<input type="checkbox"/>	液体石けんが望ましい
	消毒液	<input type="checkbox"/>	
	ウェットティッシュ	<input type="checkbox"/>	
	手拭きタオル・ハンカチ	<input type="checkbox"/>	
	オーラルケア用品 (うがい薬等)	<input type="checkbox"/>	

※避難所にマスクや消毒液、体温計があるとは限りません。

※いつでも持ち出せるようにしましょう。

※車中泊に備え、車の中にも非常用持ち出し品を用意しましょう。



感染予防備蓄物資チェックリスト（避難所開設者向け）

品目		備考
予防策・健康管理	マスク	<input type="checkbox"/> () 枚
	体温計（非接触式）	<input type="checkbox"/> () 個
	パルスオキシメーター	<input type="checkbox"/> () 個
	擦式消毒用アルコール製剤	<input type="checkbox"/> () 個
	間仕切り・仕切り用ビニル	<input type="checkbox"/> () 枚
	段ボールベッド	<input type="checkbox"/> () 個
消毒	石けん	<input type="checkbox"/> () 個 液体石けんが望ましい
	消毒液（エタノール等）	<input type="checkbox"/> () 個
	ウェットティッシュ	<input type="checkbox"/> () 個 アルコール含有のもの
	ペーパータオル	<input type="checkbox"/> () 個
個人防護具	マスク	<input type="checkbox"/> () 枚
	ゴーグル、フェイスシールド	<input type="checkbox"/> () 個
	ガウン（レインウェアでも可）	<input type="checkbox"/> () 着 撥水性のあるもの
	ゴム手袋（使い捨て）	<input type="checkbox"/> () 枚
扇風機	<input type="checkbox"/> () 台	
簡易トイレ	<input type="checkbox"/> () 台	
ゴミ箱（専用スペース用）	<input type="checkbox"/> () 個 蓋つきのもの	
古新聞	<input type="checkbox"/> () 枚	
養生テープ・マスキングテープ	<input type="checkbox"/> () 個	
問診票	<input type="checkbox"/> () 枚	
サイン、ポスター類	<input type="checkbox"/> () 枚	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、消毒法 ・咳エチケット ・感染予防対策 ・ゴミの取り扱い ・申し出る必要がある症状を列記したポスター等

問診票

別紙 5

受付番号		避難所名		
記入日時	令和 年 月 日 時 分	体温	度	
氏 名		年齢		性別
連絡先	— —	車両 ナンバー		

あてはまるものの数字に○をつけてください。

<症状>

- 1 熱がある (_____ 日前から _____ 度程度)
- 2 風邪のような症状などがある
(該当するものに○:咳、鼻汁、頭痛、のどの痛み、その他 _____)
- 3 息苦しさがある
- 4 強いだるさがある
- 5 インフルエンザのような症状(寒気、関節痛・筋肉痛など)がある
- 6 においがわかりにくい、味がわからない
- 7 咳があり、血がまざった痰がでる
- 8 からだにぶつぶつ(発疹)が出ている(かゆみや痛みがある)
- 9 唇や口の周りにぶつぶつ(発疹)が出ていて、痛みがある
- 10 下痢便(水のような便、柔らかい便、形のない便、噴出すような便等)が出た
- 11 吐いた、または吐き気がする
- 12 おなかが痛く、便に血がまざっている
- 13 目が赤く、目やにが出ている
- 14 その他(_____)
- 15 該当なし

<現状>

- 1 通院している(通院理由: _____)
- 2 日常的に薬を服用(薬名: _____) ※お薬手帳がある場合、ご提示ください。
- 3 妊娠している(妊娠第 _____ 週、出産予定日: _____ 月 _____ 日)
※母子手帳がある場合、ご提示ください。
- 4 該当なし

<2週間以内の行動歴>

- 1 県外に出かけていた(訪問先: _____)
- 2 海外から帰国(訪問先: _____)
- 3 県外・海外から帰省・来訪された方との交流があった
(_____ から帰省・来訪した _____) 例(東京から帰省した息子)
- 4 該当なし

<濃厚接触の有無> 有 ・ 無

新型コロナウイルス患者との接触があった場合 最終接触時期 : 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日頃

問診票に基づく対応（避難所運営者向け）

問診の結果に基づき、下記のとおり対応しました。

1 新型コロナウイルスの疑い

●濃厚接触の有無（有・無）

→2週間以内に濃厚接触した場合、各保健所に連絡・相談

濃厚接触者用宿泊施設に収容可能ならば、避難者本人の私有車で移動（※施設が開設しているか確認）

移動困難な場合、専用スペースに隔離

●症状の有無

	問診結果	備考
1 発熱	℃ 日前	
2 風邪の症状		咳、鼻汁、頭痛、喉の痛み等
3 息苦しさ		
4 強いだるさ		

→いずれかに該当する場合は、各保健所に連絡・相談

PCR検査を受ける場合は、避難者本人の私有車で移動

移動困難な場合、専用スペースに隔離

※<2週間以内の行動歴>もしくは<現状>に該当ある場合は必ず連絡・相談

●対応措置結果（いずれかに○）

	対応措置結果	備考
	専用スペースへ隔離	
	私有車に乗車し観察中	
	その他（ ）	

2 その他感染症

	問診結果	推定される感染症
5 寒気、関節痛・筋肉痛		発熱ある場合は、インフルエンザ
6 咳、血痰		肺疾患
7 体に発疹（痛み無）		発熱ある場合は、水痘やはしか、風疹等
7 体に発疹（痛み有）		带状疱疹等
8 唇、口周りに発疹		単純ヘルペスウイルス感染症
9 下痢便		ノロウイルス感染症その他の消化器感染症
10 吐いた、吐き気		
11 腹痛、血便		細菌性の急性下痢
12 目充血、目やに		ウイルス性結膜炎
13 その他		※必ず医療機関等に相談すること

→ 個室に隔離し、医療機関に相談（必要に応じて救急車等で搬送）

※感染者と家族の分離が困難な場合（乳幼児等）は、医療機関や保健所等と相談し、予防措置（マスク、消毒液等用意）をしたうえで、同じ場所での隔離も検討

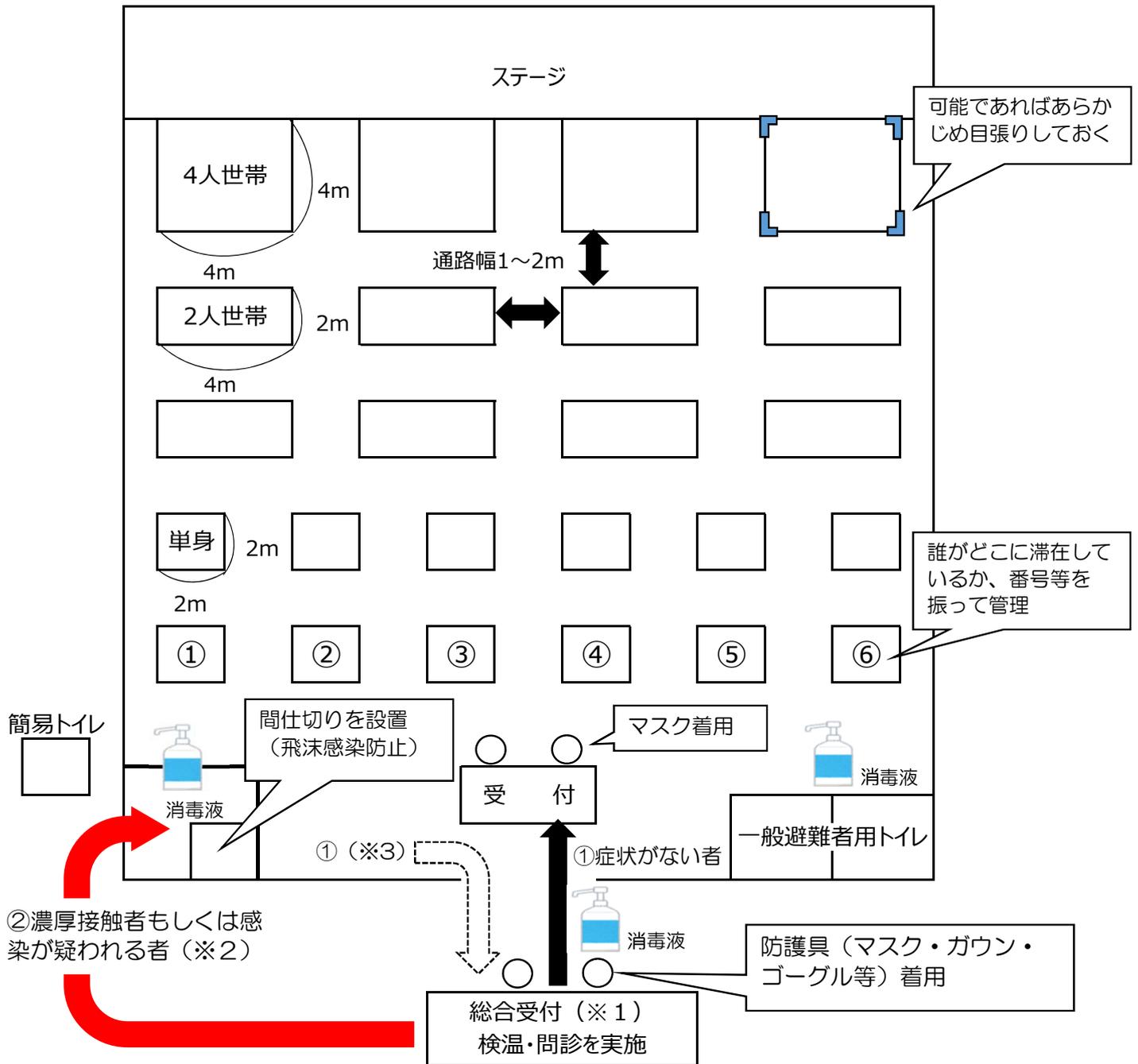
※保健所、医療機関等に連絡・相談する際には、この用紙に下記の事項を追記し、問診票とあわせ、FAX等で送付

受付番号（問診票）			
避難者名		避難所名	
担当者名		連絡先	TEL : FAX:
保健所等への送付日時	月 日 時 分		

避難所レイアウト例 (1) 基本形

別紙 7

(30m×24mの体育館避難所の場合、収容数50名弱)



【特に留意すること】

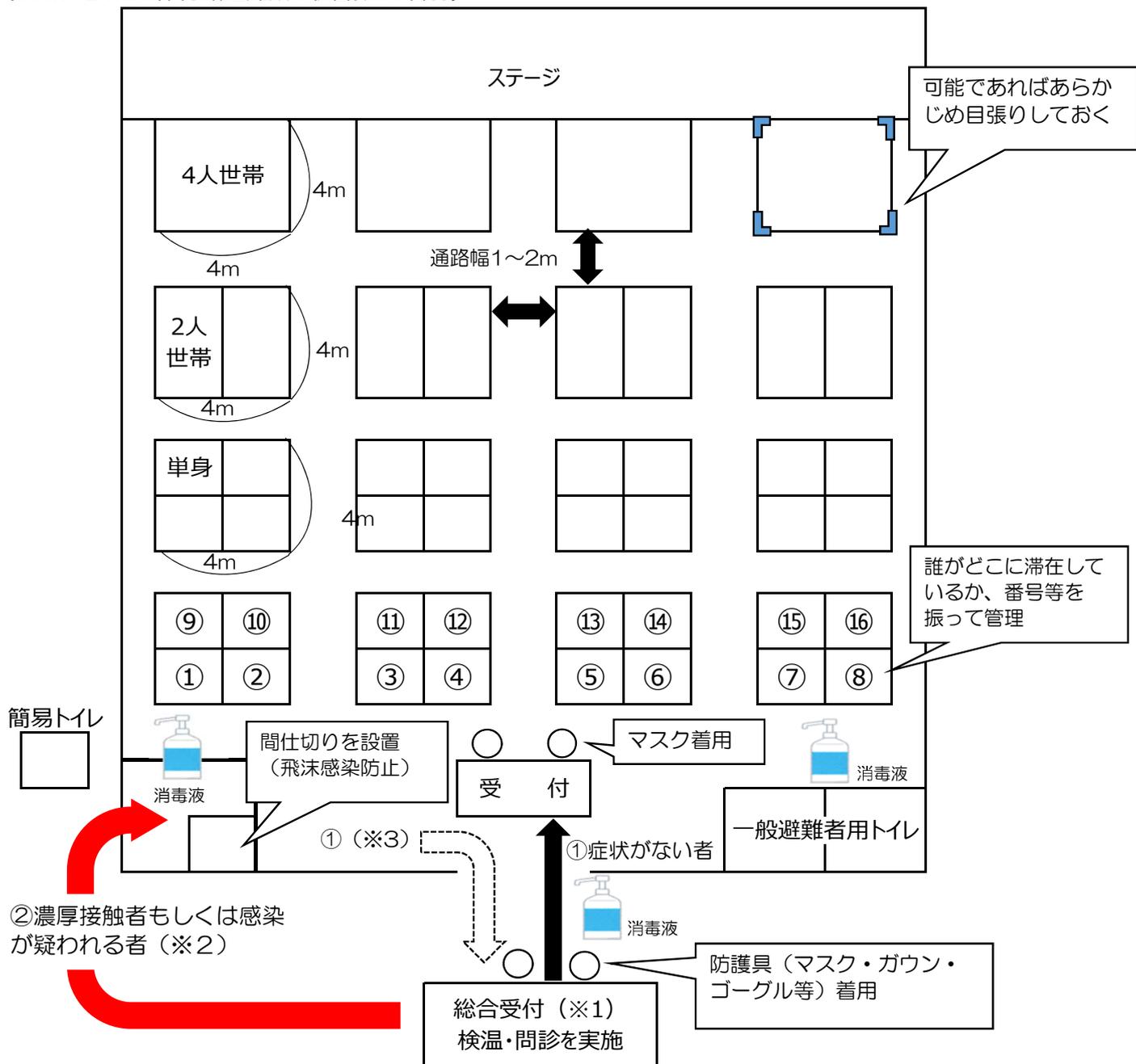
- (※1) テント等。①と②の動線を完全に分けられるよう屋外などに設営。徒歩避難者を優先するなど、受付周辺が密にならないよう工夫
- (※2) 敷地内の別の建物が望ましい(教室など)。同じ建物内の場合は動線を分け、専用トイレ等を設けて個別に区分けされたスペースに隔離
- (※3) 入所者と出所者の動線を分ける(入所は右側通行、出所は左側通行など)

【設営のポイント】

- (1) 密接の回避
簡易ベッド・パーテーションを用いたゾーニングを行うことで飛沫感染防止を図る。
(就寝時の飛沫感染防止には、パーテーション素材は段ボール等の板状のものを推奨)
- (2) 密閉の回避
避難所の2方向の窓・ドアを開けて空気の流れを作る、30分に1回以上数分間窓を全開にするなどの対策を行う。
- (3) 動線の分離
感染疑い者と非感染者の生活エリアが交錯しないように、トイレなどの付随施設も含め動線を分離する。

避難所レイアウト例 (2) 世帯等を背中合わせで設置し収容数を増やす

(30m×24mの体育館避難所、収容数60名弱)



【特に留意すること】

- (※ 1) テント等。①と②の動線を完全に分けられるよう屋外などに設営。徒歩避難者を優先するなど、受付周辺が密にならないよう工夫
- (※ 2) 敷地内の別の建物が望ましい（教室など）。同じ建物内の場合は動線を分け、専用トイレ等を設けて個別に分けられたスペースに隔離
- (※ 3) 入所者と出所者の動線を分ける（入所は右側通行、出所は左側通行など）

【設営のポイント】

- (1) 密接の回避
簡易ベッド・パーテーションを用いたゾーニングを行うことで飛沫感染防止を図る。
(就寝時の飛沫感染防止には、パーテーション素材は段ボール等の板状のものを推奨)
ブロック内の世帯を可能な限り背中合わせで設置することで、収容数を増やす
- (2) 密閉の回避
避難所の2方向の窓・ドアを開けて空気の流れを作る、30分に1回以上数分間窓を全開にするなどの対策を行う。
- (3) 動線の分離
感染疑い者と非感染者の生活エリアが交錯しないように、トイレなどの付随施設も含め動線を分離する。

案内表示用

体調不良時の申し出（避難所 掲示ポスター）

次の症状がありませんか？
すぐにスタッフにお知らせください

1. 熱がある
2. 風邪のような症状がある（咳、鼻汁、頭痛、のどの痛みなど）
3. 息苦しさがあある
4. 強いだるさがある
5. インフルエンザのような症状（寒気、関節痛・筋肉痛など）がある
6. においがわかりにくい、味がわからない
7. 咳があり、血がまざった痰がでる
8. からだにぶつぶつ（発疹）が出ている（かゆみや痛みがある）
9. 唇や口の周りにぶつぶつ（発疹）が出ていて、痛みがある
10. 下痢便（水のような便、柔らかい便、形のない便、噴き出すような便など）が出た
11. 吐いた、または吐き気がする
12. おなかが痛く、便に血がまざっている
13. 目が赤く、目やにが出ている



避難所内での留意事項について（専用スペース入居者向け）

専用スペースに入られた方は、可能な範囲で他者との接触を避けなければなりません。このため、避難所内での生活に当たり、以下の点に十分に留意してください。

1 健康状態の確認

- ・検温、問診を毎日受けてください。
- ・発熱や体調が悪い場合はスタッフに申し出てください。
- ※体温計は、可能な限り各自でご準備いただきますようお願いいたします。

2 避難所での生活に当たっての基本事項

(1) 生活全般について

- ・原則として専用スペース内に留まってください。
- ・専用トイレがある場合は、他のトイレを絶対に使用しないでください。
- ・専用スペースから出る際は、石けんで手洗いをしてから専用スペースを出て、必ずマスクを着用の上、他の避難者とのソーシャルディスタンスを確保して行動し、戻ったら必ず石けんで手洗いをしてください。
- ・非常時はスタッフの指示に従ってください。

(2) 清掃について

- ・専用スペース内の清掃は各自で行ってください。
- ・専用スペースをひどく汚した際はスタッフにご相談ください。
- ・トイレを使用した場合には、都度消毒をしてください。
- ・退所の際は必ず各自で清掃を行い、ゴミ箱も空にしてください。

(3) ゴミについて

- ・ゴミは分別のうえ、専用スペース内に設置してあるゴミ箱に廃棄してください。
- ・ゴミ箱にはできるだけ手を触れず、ふたなどはこまめに消毒してください。

(4) 食事について

- ・食事は専用スペースの前に配膳させていただく予定です。食事が終わりましたら、容器を密封して、専用スペースのゴミ箱に廃棄してください。

3 その他の留意事項

- ・健康状態の正確な確認が困難となる恐れがあることや症状の悪化の恐れがあることから、飲酒・喫煙は行わないでください。
- ・家族を含め、来訪者との面会は行わないでください。
- ・避難所から移動する場合は、スタッフに行き先を報告してください。
- ・その他、避難所の利用にあたっては職員の指示に従ってください。

各保健所連絡先一覧

市保健所名	電話番号	FAX 番号	管轄
青森市保健所	017-765-5280	017-765-5202	青森市
八戸市保健所	0178-43-2291	0178-43-2329	八戸市

保健所名	電話番号	FAX 番号	管轄
東地方保健所	017-739-5421	017-739-5420	平内町、今別町、蓬田村、 外ヶ浜町
弘前保健所	0172-33-8521	0172-33-8524	弘前市、黒石市、平川市、 西目屋村、藤崎町、大鱈 町、田舎館村、板柳町
三戸地方保健所	0178-27-5111	0178-27-1594	三戸町、五戸町、田子町、 南部町、階上町、新郷村、 おいらせ町
五所川原保健所	0173-34-2108	0173-34-7516	五所川原市、つがる市、鱒 ヶ沢町、深浦町、鶴田町、 中泊町
上十三保健所	0176-22-3510	0176-23-4246	十和田市、三沢市、野辺地 町、七戸町、六戸町、横浜 町、東北町、六ヶ所村
むつ保健所	0175-31-1891	0175-31-1667	むつ市、大間町、東通村、 風間浦村、佐井村

関係リンク集

【新型コロナウイルス感染症に関すること】

○新型コロナウイルス感染症全般に関すること

- ・青森県ホームページ

http://www.pref.aomori.lg.jp/koho/coronavirus_index.html

○新型コロナウイルスに関する最新情報

- ・厚生労働省 ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○3密ポスターPDF ファイル

<http://www.kantei.go.jp/jp/content/000061868.pdf>

○相談・受診の目安

- ・厚生労働省 ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/content/000628620.pdf>

【避難及び備蓄に関すること】

○避難準備に関すること（県内市町の開設避難所情報、防災マップ一覧へのアクセス）詳細は各市町ホームページをご覧ください。

- ・県内市町村ハザードマップ 掲載ページリンク（青森県防災ホームページ）

<http://www.bousai.pref.aomori.jp/map/index.html>

- ・避難行動判定フロー、避難情報のポイント（内閣府）

http://www.bousai.pref.aomori.jp/info/individual.html?entry_id=22746

○個人での備蓄物品の例

- ・個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン（厚労省）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/11.html>

○エコノミークラス症候群の予防について

- ・エコノミークラス症候群の予防のために（厚労省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000170807.html>

○新型コロナウイルス感染症が収束しない中における災害時の避難について

- ・知っておくべき5つのポイント（内閣府）

<http://www.bousai.go.jp/pdf/colonapoint.pdf>

【避難が必要でない場合など】

○軽症者の対応等について

- ・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 通知新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/content/000618526.pdf>

【避難所に関すること】

○避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

- ・内閣府 通知

4月1日：<http://www.bousai.go.jp/pdf/korona.pdf>

4月7日：http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf

○新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン (第一版、令和2年6月8日)

http://www.bousai.go.jp/pdf/0608_guideline.pdf

○災害時における避難所での感染症対策

- ・厚生労働省 ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00346.html

- ・一般社団法人 日本環境感染学会 避難所における感染対策マニュアル

http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=20

- ・内閣府 避難所の生活環境対策

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html>

- ・PPE 個人防護具の着脱方法

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku->

[kansenshou01/kouenkensyuukai/pdf/h26/kouen-kensyuukai_05.pdf](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/kouenkensyuukai/pdf/h26/kouen-kensyuukai_05.pdf) P.21

○消毒・ゾーニング等の基本について

- ・自衛隊統合幕僚監部 「新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために」

https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2020covid_19_guidance1.pdf